

議案資料

令和元年

上尾市教育委員会 8月定例会  
議案資料

## 目 次

議案第39号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の 制定に係る意見の申出について -----	1
議案第40号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正す る規則の制定について -----	2
議案第41号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について -----	5
議案第42号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて -----	6
議案第43号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例 の制定に係る意見の申出について -----	23







~~係る利用者負担額は、この表のAの項からCの項まで及び前項の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。~~

~~(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子ども当該支給認定保護者が、A階層又はB階層に属するときは0円、C階層に属するときは3,750円~~

~~(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 0円~~

~~5 特定被監護者等が2人以上いる場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「0円」とする。~~

~~6 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった月の属する年度（4月から8月までにあっては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあっては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のA階層からC階層までのいずれかに区分して、この表の規定を適用するものとする。~~

様式 略















第3号様式(第8条第7条関係)

上尾市立学校開放施設利用団体登録事項変更届				
(宛先) 上尾市教育委員会				
年 月 日				
団体名 _____				
登録番号(小・中) —————				
代表者 住 所 _____				
代表者 氏 名 _____				
代表者 電話番号 ( ) _____				
利用団体の登録に係る事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。				
利 用 学 校 名	学校			
利 用 目 的				
代 表 者 氏 名				
会 場 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	( )
その他の連絡先	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	( )
団 体 構 成 員 数	小・中学生	人	團 体 傷	加 入
	高校・大学生	人	害・賠 償	未 加 入
	一 般	人	責 任 保 険	
	合 計	人		
	(うち指導者)	人		
変 更 の 理 由			備 考	
			許 可 番 号	—
			決 裁	

※ 太線内を記入してください。



第4号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

申請日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

登録番号(小・中) —

代表者

住 所 \_\_\_\_\_

代表者

氏 名 \_\_\_\_\_

代表者

電話番号 ( )

上尾市立学校開放施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 学 校 名	学校			
利 用 す る 学 校 施 設	(屋外・屋内)運動場 特別教室 図書館分館講座室			
利 用 目 的				
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後			
利 用 人 数	人			
連 絡 先	住 所			
	氏 名		電話番号	( )
利 用 条 件				
※ 太線内を記入してください。		許可番号	—	



第5号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可変更申請書			
(宛先) 上尾市教育委員会			
申請日 年 月 日			
団体名			
登録番号(小・中) —			
代表者 住 所			
代表者 氏 名			
代表者 電 話番号 ( )			
上尾市立学校開放施設の利用の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。			
利 用 学 校 名	学校		
利 用 す る 学 校 施 設	(屋外・屋内)運動場 特別教室 図書館分館講座室		
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後		
利 用 人 数	人		
連 絡 先	住 所		
	氏 名	電話番号	( )
変 更 の 理 由			
利 用 条 件		許可番号	—
備 考			
※ 太線内を記入してください。		決 裁	

第6号様式(第11条関係)(その1)

上尾市立学校開放施設利用(利用変更)許可書兼領収書

年 月 日

団体名又は氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会

印

利 用 施 設			
利 用 目 時			
利 用 目 的			
利 用 区 分	市内・市外	利用予定人員	人
付 屬 施 設			
	照 明 設 備	時から	時まで
備 考			

屋 外 運 動 場 夜 間 照 明 施 設 使 用 料	減免前の使用料の額	円	領 収 書
	減免額	円	—屋外運動場夜間照明施設使用料 を左のとおり領収しました。
	減免後の使用料の額	円	年 月 日

第6号様式（第11条関係）（その1）

上尾市立学校開放施設利用(利用変更)許可書

年 月 日

団体名又は氏名  
住 所  
代表者の氏名  
電 話 番 号

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会

印

利 用 施 設			
利 用 日 時			
利 用 目 的			
利 用 区 分	市内 ・ 市外	利用予定人員	人
付 属 施 設			
備 考			

第6号様式（第11条関係）（その2）

土尾市立学校開放施設（利用変更）許可書兼領収書

許可年月日	年　　月　　日
団体名	
代表者	住所
	氏名
	電話番号

次のとおり利用を許可します。

土尾市教育委員会

印

利用目的				
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	使用料
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
施設使用料				
備品使用料				
減免		合計納付額		
※注意事項		上記の金額を領収しました。		

第6号様式（第11条関係）（その2）

上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書

許可年月日		年      月      日
団体名		
代表者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会

印

利用目的				
利用年月日		曜日	利用時間	利用施設
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

第7号様式(第21条関係)

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

申請日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

登録番号(小・中) \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可年月日	年 月 日	利用年月日	年 月 日
会 場 責 任 者	住 所		
	氏 名	電話番号	( )
減額・免除を 受けようとす る 理 由			

第8号様式(第22条関係)

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料還付申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

申請日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

登録番号(小・中) —

代表者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者

氏名 \_\_\_\_\_

代表者

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料の還付を受けたいので、次のとおり  
申請します。

利用許可年月日	年 月 日		利用年月日	年 月 日
会 場 責 任 者	住所			
	氏名		電 話 番 号	( ) _____
還 付 を 受 け よ う と す る 理 由				

## 議案第43号資料

○上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例

廃止前の上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例

昭和56年上尾市条例第7号

(趣旨)

**第1条** この条例は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

**第2条** 照明施設の利用の許可を受けた者（第4条第2号において「利用権利者」という。）は、その利用1時間につき1,500円の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第3条** 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第4条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 照明施設の管理上特に必要があるため、上尾市教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、照明施設を利用できないとき。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会が定める。

附 則 略